



報道発表資料

令和7年3月19日  
独立行政法人国民生活センター

## 坂道や道路でのペダルなし二輪遊具の事故に注意！

### 1. 目的

ペダルなし二輪遊具(キックバイク、バランスバイクとも呼ばれる)は、幼児用自転車に似た形状をしていますが、基本的にペダル及びブレーキが付いておらず、乗車した幼児が自身の脚で加速と減速を行う二輪の遊具です。しかし、坂道などで滑走して速度が上ると、幼児の脚では減速できず、転倒や衝突によりけがを負うことがあります。

ペダルなし二輪遊具による坂道での事故について、国民生活センターが2014年7月<sup>(注1)</sup>に注意喚起を行っていますが、その後も医療機関ネットワーク<sup>(注2)</sup>には継続して事故情報が寄せられており、2019年度から2024年12月までの5年余りに、幼児がペダルなし二輪遊具で屋外を走行中に発生した事故事例が101件<sup>(注3)</sup>寄せられていました。

また、近年でも、道路でペダルなし二輪遊具に乗った3歳女児がワンボックスカーに巻き込まれ死亡する事故(2024年4月、北海道)や、ペダルなし二輪遊具に乗った2歳男児が軽自動車にはねられて死亡する事故(2024年8月、兵庫県)が起きています。

そこでペダルなし二輪遊具による事故の再現映像を撮影し、ペダルなし二輪遊具を坂道や道路で使用するものの危険性について注意喚起することとします。

(注1) ペダルなし二輪遊具による坂道の事故に注意—衝突や転倒により幼児がけがを負う事故が発生—  
(2014年7月3日公表) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140703\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140703_1.html)

(注2) 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診した事故情報を収集するもので、2010年12月から運用を開始しました。

(注3) 2024年12月末までの伝送分。件数は、本公表のために特別に事例を精査したものです。

### 2. テスト実施期間

検体購入：2024年11月～2025年2月

テスト期間：2024年12月～2025年2月

### 3. ペダルなし二輪遊具とは

ペダルなし二輪遊具は、基本的にペダル及びブレーキが付いておらず<sup>(注4)</sup>、乗車した幼児が自身の脚で加速と減速を行う二輪の遊具です(図1)。代表的な銘柄では、対象年齢は1歳半~5歳程度とされており、取扱説明書において坂道や道路での使用が禁止されていました。

(注4) 一部にはブレーキを備えた商品や、ペダルや他の部品を後から追加できる商品も販売されています。

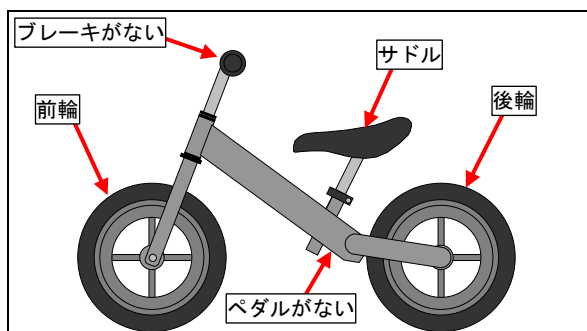


図1. 一般的なペダルなし二輪遊具の特徴と各部の名称

### 4. 医療機関ネットワークに寄せられた情報

2019年度から2024年12月末までの5年間あまりに、医療機関ネットワークには、幼児がペダルなし二輪遊具で屋外を走行中に発生した事故事例が101件<sup>(注5)</sup>寄せられていました。

(注5) 以下、グラフ等の%値は小数点第一位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

#### (1) 被害者の性別と年齢

事故の被害者の82%を男児が占めており、3歳~4歳で事故が多いことが分かりました

被害者の性別は、「男児」が83件(82%)と多く、「女児」は18件(18%)でした(図2)。

被害者の年齢は、「3歳」が41件(40%)と多く、次いで「4歳」が31件(31%)でした(図3)。

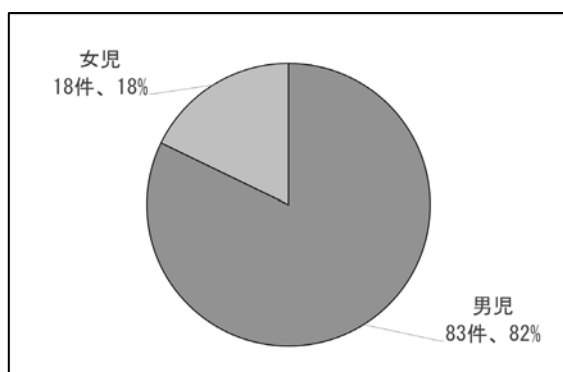


図2. 性別(n=101)

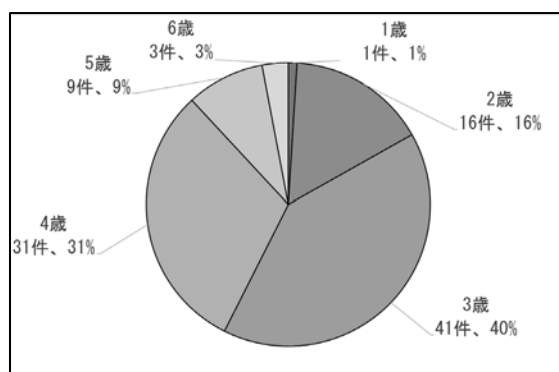


図3. 年齢(n=101)

#### (2) 処置見込みと危害症状

処置見込みは要通院が多く、危害症状は「擦過傷・挫傷・打撲傷」が大部分を占めていましたが、一部に「骨折」の事例も見られました

ペダルなし二輪遊具による受傷の処置見込みは、「要通院」が 38 件(37%)と最も多く見られ次いで「即日治療完了」が 30 件(30%)でした(図 4)。

また、危害症状は「擦過傷・挫傷・打撲傷」が 74 件(73%)と過半数を占めており、次いで「骨折」が 13 件(13%)でした(図 5)。

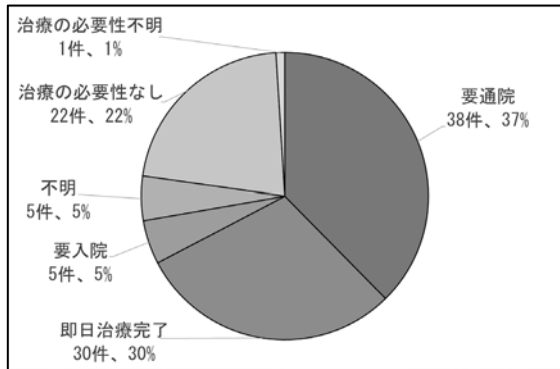


図4. 処置見込み (n=101)

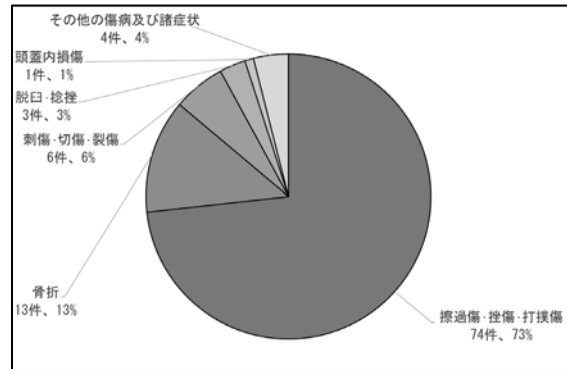
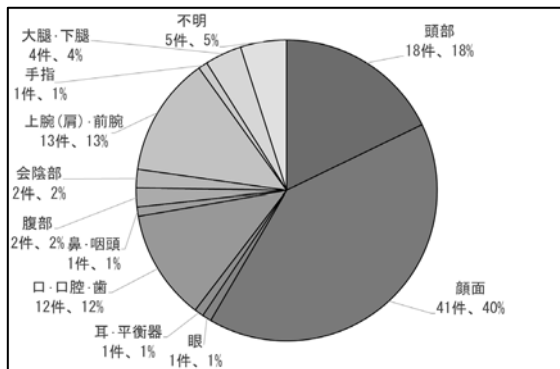


図5. 危害内容 (n=101)

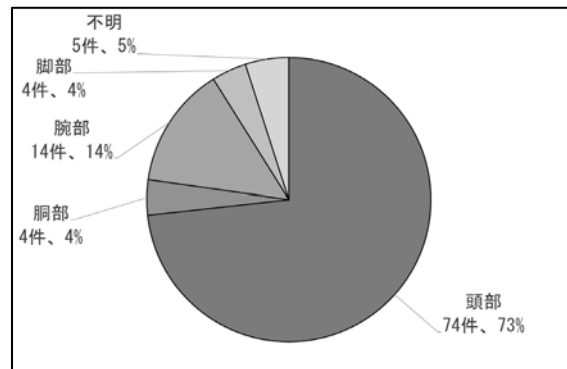
### (3) 危害部位

#### 頭部に危害を負う事例が多く見られました

危害部位は、「顔面」が 41 件(40%)、次いで「頭部」が 18 件(18%)でした(図 6 左)。危害部位について、大まかな部位ごとの分類を独自に行ったところ、「頭部」が 74 件(73%)と大部分を占めており、次いで「腕部」が 14 件(14%)でした(図 6 右)。



(詳細な危害部位)



(大まかな危害部位)

図 6. 危害部位 (n=101)

### (4) 事故原因

#### 事故のきっかけは、「転倒」が大部分を占めており、事故発生場所は「一般道路」での事故が多く、自動車と接触した事例が 3 件見られました

ペダルなし二輪遊具による事故のきっかけは、「転倒」が 76 件(75%)と大部分を占めており、次いで「ぶつかる・当たる」が 20 件(20%)でした(図 7)。また、「ぶつかる・当たる」では、柵や壁、人にぶつかる事例が見られました。

事故発生場所については、「一般道路」が 44 件(43%)、次いで「公園・遊園地」35 件(35%)となり、道路での事故が多いことが分かりました(図 8)。また、危害事例 101 件のうち、坂道での事故と記載のあった事例が 50 件、自動車と接触した事例が 3 件見られました。

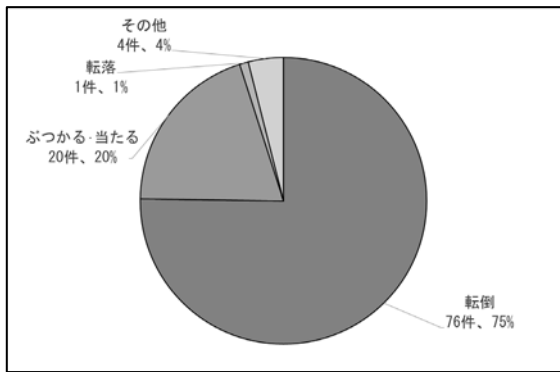


図7. 事故のきっかけ(n=101)

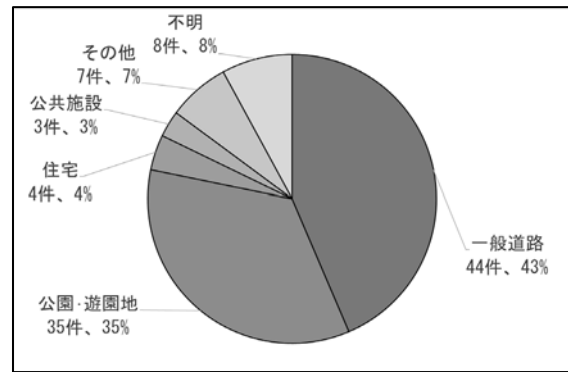


図8. 事故発生場所(n=101)

(5) ヘルメットの着用について

ヘルメットを着用していたと記載があったのは 30%、未着用と記載があったのは 18%でした

ヘルメットの着用について記載があった事例は 101 件中 48 件で、そのうちヘルメット着用は 30 件(30%)、ヘルメット未着用は 18 件(18%)でした(図 9)。

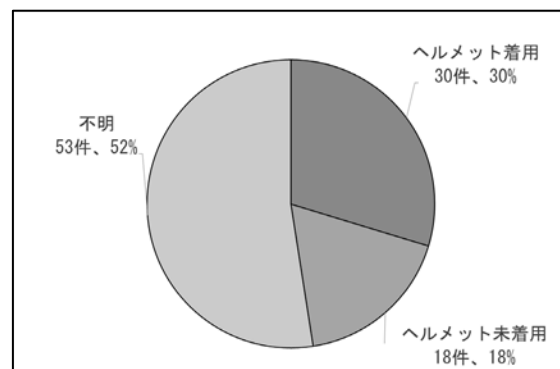


図9. ヘルメットの着用について(n=101)

## (6) 事故事例

### 1) 坂道での転倒及び衝突

#### 【事例1】

ペダルなし二輪遊具で坂道を下りきったところで路肩に乗り上げ、排水溝の鉄網に前のめりに頭から転倒し、左前頭部を打撲した。保護者と上のきょうだい後ろから歩いて追いかけていた。ヘルメットなし。前額部の傷を3針縫合、頭蓋骨骨折のため7日間入院。

(事故発生年月:2023年1月、4歳8カ月、男児)

#### 【事例2】

保護者と公園でペダルなし二輪遊具で遊んでいた。下り坂でスピードがあがった状態で鉄柵に激突した。蛇行した下り坂を本児が走行し、保護者は追いつけず本児を視界にとらえることができなかった。後方より保護者が追いついたとき、本児は鉄柵の脇で頭部より出血し泣いていた。両側下顎骨骨折、前額部挫創。

(事故発生年月:2022年12月、3歳7カ月、男児)

### 2) 道路で自動車と接触

#### 【事例3】

保護者がきょうだいのベビーカーを押して横断歩道を渡っていた。後ろから患児がペダルなし二輪遊具にまたがってついて来ていた。保護者が横断歩道を渡りきって振り返ると、左折した乗用車にぶつかった音が聞こえ、患児が路上に倒れ、頭部から出血していた。

(事故発生年月:2020年3月、4歳3カ月、女児)

#### 【事例4】

ペダルなし二輪遊具で走っていた横に停車していた車があったが、その車が発進したため接触してペダルなし二輪遊具ごと転倒した。左足に打撲傷及び擦過傷を負った。

(事故発生年月:2022年2月、2歳8カ月、女児)

## 5. テスト

医療機関ネットワークに寄せられた情報より、ペダルなし二輪遊具で坂道での転倒及び衝突事例が見られたことから、これらの事故の再現映像を撮影しました。

また、自動車と接触した事例も見られたことから、自動車からペダルなし二輪遊具がどのように見えるかを確認しました。

テストには、ペダル及びブレーキを装備していないペダルなし二輪遊具にテスト用補助輪を装着し、3歳児相当の幼児ダミー(体重:約13kg、身長:約100cm)を乗車させた状態で行いました。テストに使用したペダルなし二輪遊具の外観を写真1に、主な仕様を表1に示します。



写真1. テストで使用したペダルなし二輪遊具の外観

表1. テストに使用したペダルなし二輪遊具の主な仕様

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| タイヤサイズ     | 12インチ                            |
| 大きさ(補助輪込み) | 長さ 880 mm × 幅 420 mm × 高さ 560 mm |
| 重さ(補助輪込み)  | 約 4 kg                           |
| ブレーキ       | なし                               |
| ペダル        | なし                               |
| その他        | テスト用補助輪付                         |

※テストに使用した商品は事故事例とは関係ありません。

#### (1) 10° の坂道で 10m 滑走した際の速度

##### 10° の坂道で 10m 滑走した場合、速度は約 16 km/h となりました

幼児ダミーを乗車させたペダルなし二輪遊具(補助輪付)を用いて 10° (注6) の坂道で 10m 滑走した場合の速度を測定したところ、約 16 km/h となりました(図 10)。

JIS D 9111 「自転車—分類及び諸元」においては、幼児用自転車(注7)の常用速度は 5～8km/h、一般用自転車(シティー車(注8))の常用速度は 10～20km/h と想定されていることを考えると、10° の坂道を 10m 滑走した場合でも、幼児用自転車の常用速度を超え、一般用自転車の常用速度に達することが確認されました(写真 2)。

(注6) スロープの勾配は建築基準法では 7.1° 以下、バリアフリー法では 4.8° 以下を最低基準とし、屋外では 3.8° 以下が望ましいとされています。

(注7) 主に学齢前の幼児一人が日常遊戯用として用いる 2 輪の自転車で、道路交通法では自転車ではなく、小児用の車として歩行者と同じ扱いを受ける場合があります。

(注8) 通勤、通学、買い物など日常の交通手段またはレジャー用に用いる自転車です。

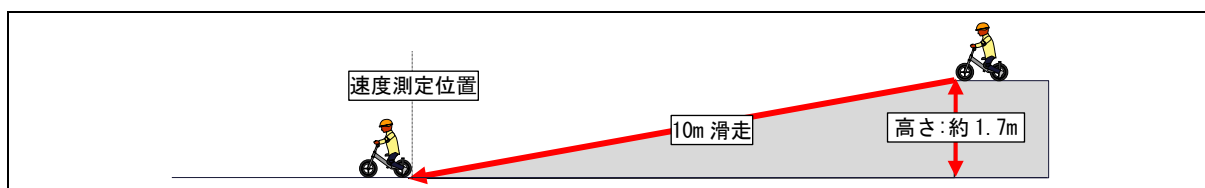


図 10. 10° の坂道で 10m 滑走した際の速度の測定方法

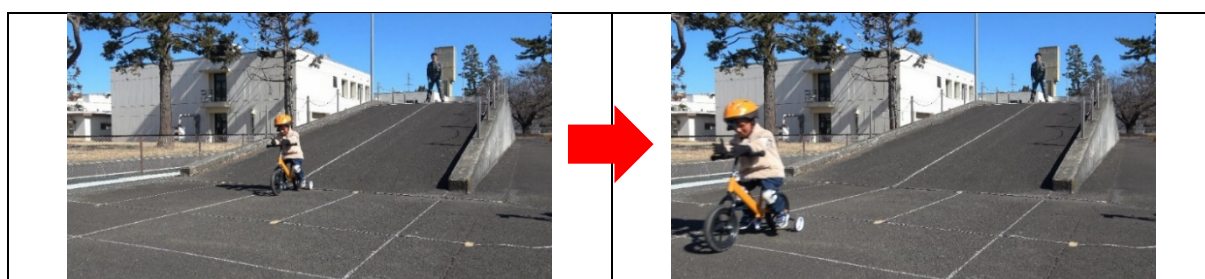


写真 2. 10° の坂道を滑走するペダルなし二輪遊具

## (2) 事故事例の再現

### 1) 坂道での転倒及び衝突事故の再現

坂道で転倒及び衝突した場合、幼児ダミーの頭部が路面や金属製の柵に強く衝突し、ヘルメットが損傷することがありました

幼児ダミーを乗車させたペダルなし二輪遊具を 10° の坂道で滑走させ、転倒及び衝突する事故の再現を行いました。なお、衝突する対象として、医療機関ネットワークに寄せられた情報より金属製の柵としました。

テストの結果、転倒した際の状態を写真3に、金属製の柵に衝突した際の状態を写真4に示します。いずれの場合でも、幼児ダミーの頭部が路面や金属製の柵に衝突し、ヘルメットが損傷することがありました(写真5、6)。

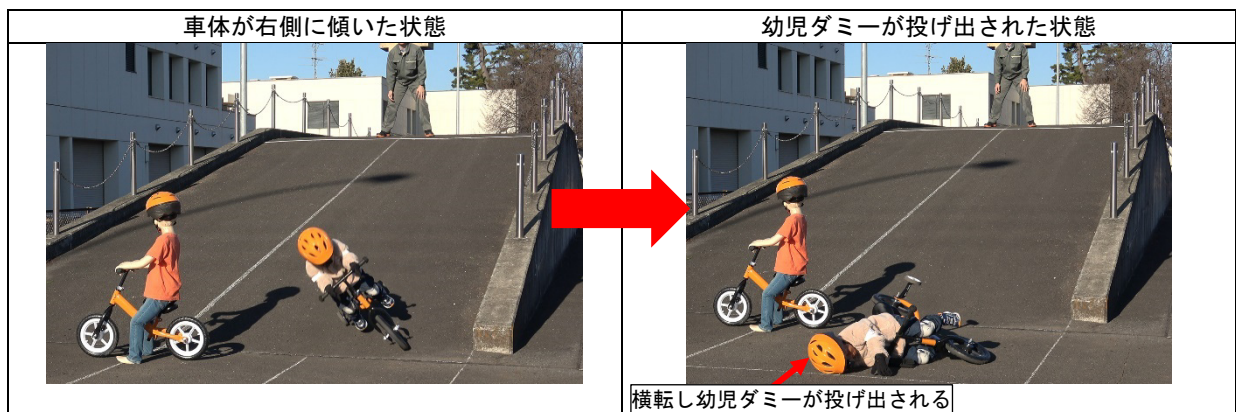


写真3. 坂道で転倒した事故の再現

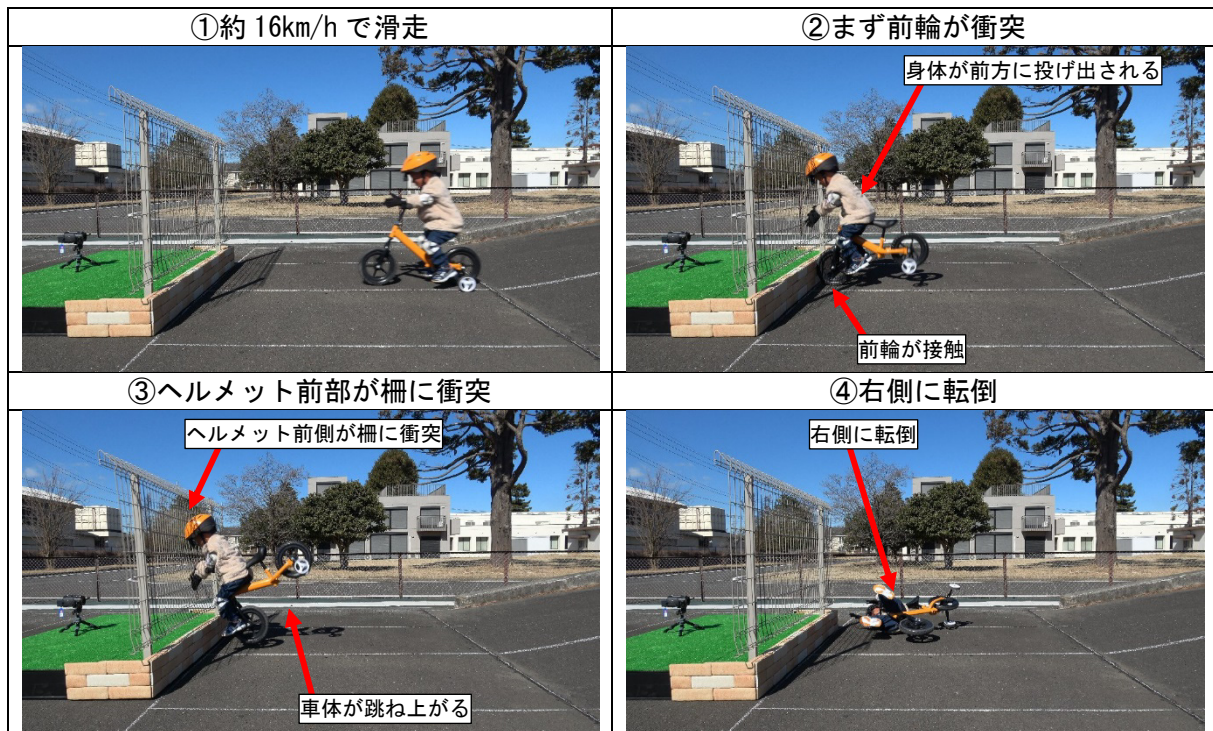


写真4. 坂道を滑走し金属製の柵に衝突した事故の再現

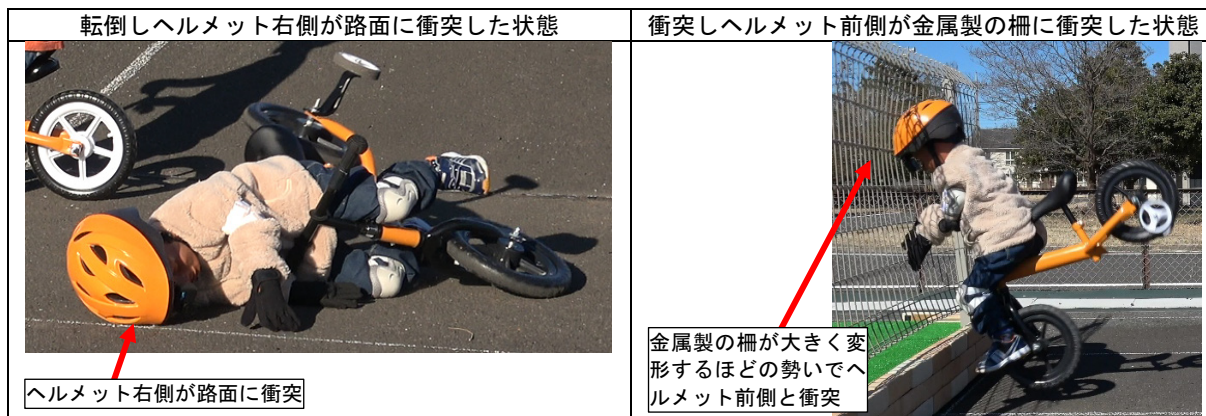


写真5. ヘルメットが路面や金属製の柵に強く衝突した様子



写真6. 転倒した際に路面と衝突し損傷したヘルメットの例

## 2) 自動車からのペダルなし二輪遊具の見え方の例

### ① 自動車からペダルなし二輪遊具が視認できない範囲の確認

一例とし任意の条件で確認したところ、自動車の周囲には幼児ダミーが乗車したペダルなし二輪遊具を視認できない範囲があることが分かりました

自動車からのペダルなし二輪遊具の見え方について、一例として、一般的に使用されているバンタイプの自動車(事故事例とは関係ありません)を用いて確認しました。自動車の前方2m以内、左右3m以内において、幼児ダミーが乗車したペダルなし二輪遊具(高さ約1m)が運転者の視点(地面から約1.7m)から直視、ルームミラー、バックミラー、サイドアンダーミラーのいずれでも視認できない範囲を調べました(表2)。

テストの結果、左Aピラーと左フロントドアの陰になる範囲(死角A)、左Bピラー及び左スライドドアの陰になる範囲(死角B)、右Bピラーと右スライドドアの陰になる範囲(死角C)で幼児ダミーが乗車したペダルなし二輪遊具を視認できないことが分かりました(写真7)。また、これらの死角の周囲についても、幼児ダミーが乗車したペダルなし二輪遊具の一部しか視界に入らないため視認しにくい状態でした(写真8)。対して死角A～Cに大人ダミー(身長約1.8m)を配置した場合には死角A、Cでは身長があるため容易に視認可能で、医療機関ネットワークの事故事例3のように保護者に続いてペダルなし二輪遊具が走行していた場合、自動車からは保護者のみが視認され、周辺のペダルなし二輪遊具が見落とされる可能性があることが確認されました(写真9)。なお、これらの死角は車両の種類や運転者の体格等によって増減することが予想されます。



表 2. テストに使用した自動車の主な仕様

| 車体の形状    |           | バン     |
|----------|-----------|--------|
| 長さ       |           | 約 4.7m |
| 幅        |           | 約 1.7m |
| 高さ       |           | 約 2.3m |
| 運転者の視点位置 | 地面からの高さ   | 約 1.7m |
|          | 車両前端からの距離 | 約 1.4m |
|          | 車両左端からの距離 | 約 0.5m |

※テストに使用した車両は事故事例とは関係ありません。

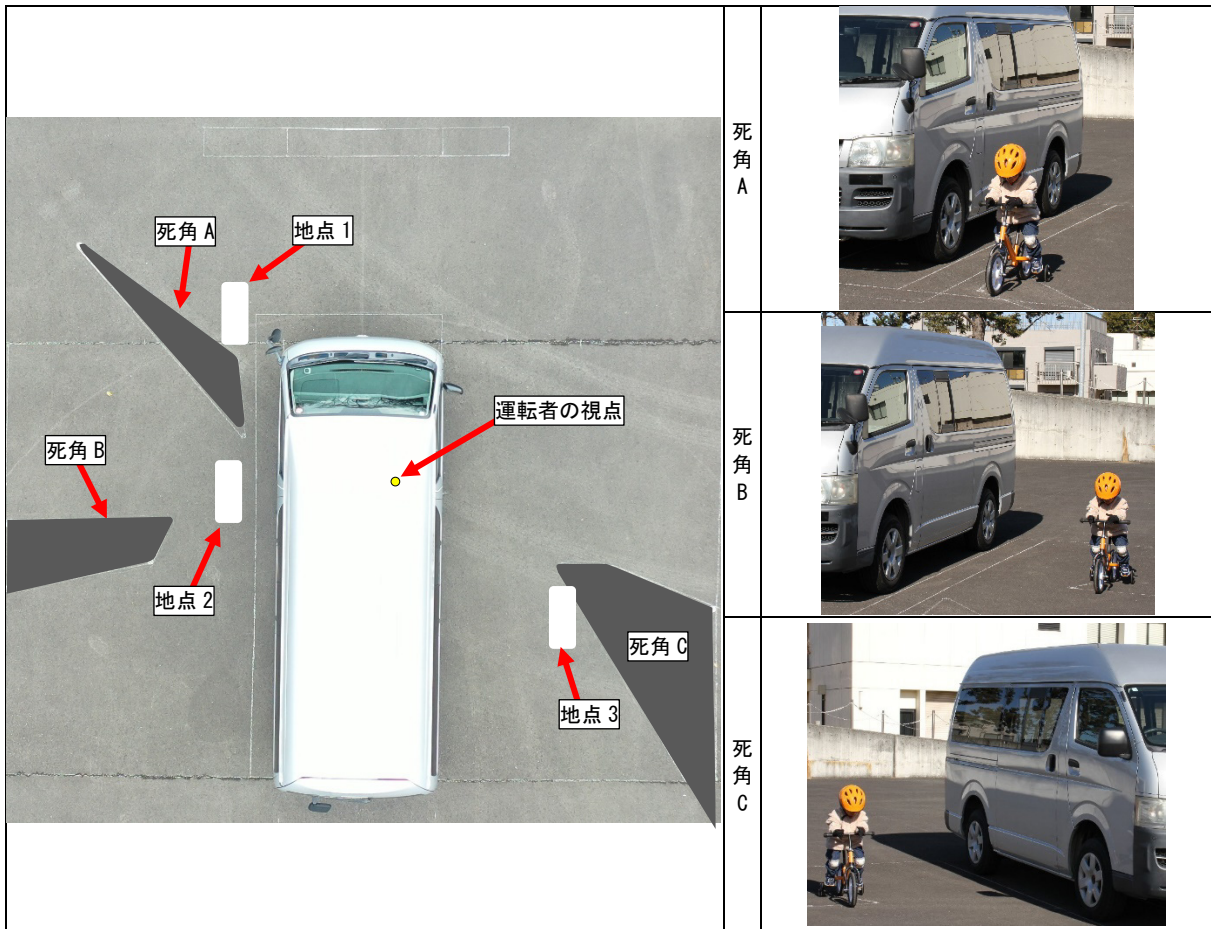


写真 7. 運転者視点からペダルなし二輪遊具が視認できない範囲の例（前方 2m、左右 3m 以内）

※テストに使用した車両は事故事例とは関係ありません。

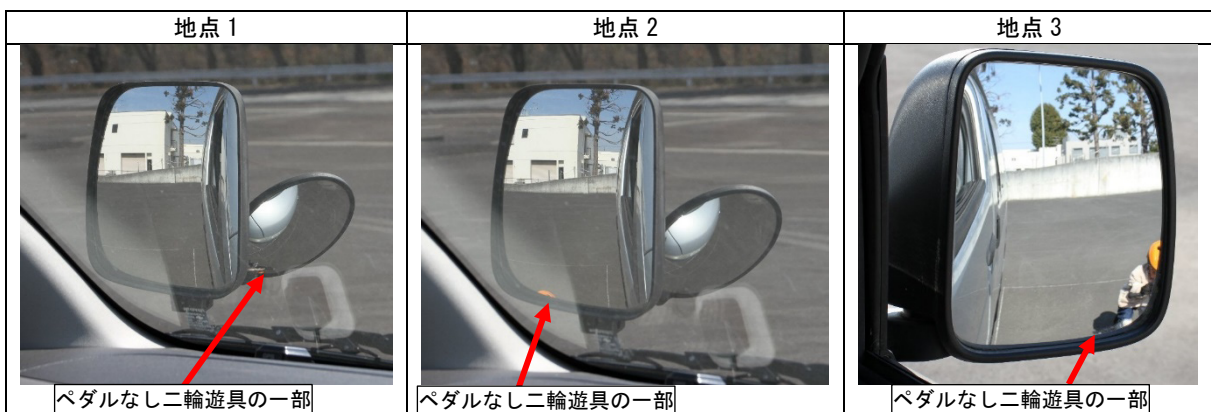


写真 8. 死角周辺のペダルなし二輪遊具の見え方（写真 7. 地点 1～3 の見え方）

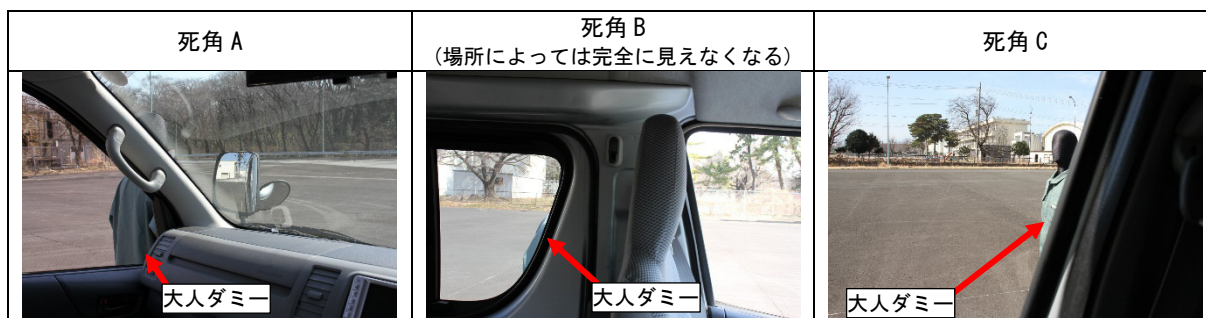


写真 9. 死角 A~C の自動車に最も近い位置に大人ダミーを配置した場合の運転者からの見え方

② 自動車からの死角が原因となった可能性のある事故事例の再現

条件によっては自動車の運転者が、周囲にいるペダルなし二輪遊具を視認できずに、接触事故が起きる可能性があることが確認されました

医療機関ネットワークの事故事例 3 のように、保護者に続いてペダルなし二輪遊具が走行していた場合を想定し、並走する自動車からのペダルなし二輪遊具の見え方を確認するとともに、事故事例の再現として並走状態から自動車を左折させ見え方の変化を確認しました。なお、テストには、前項で死角を確認したバンタイプの自動車(事故事例とは関係ありません)を使用しました。

テストの結果、運転者からは先行する保護者しか視認できず、保護者の動きに合わせて左折してしまうと、並走するペダルなし二輪遊具を巻き込んでしまう可能性があることが確認されました(写真 10、11)。

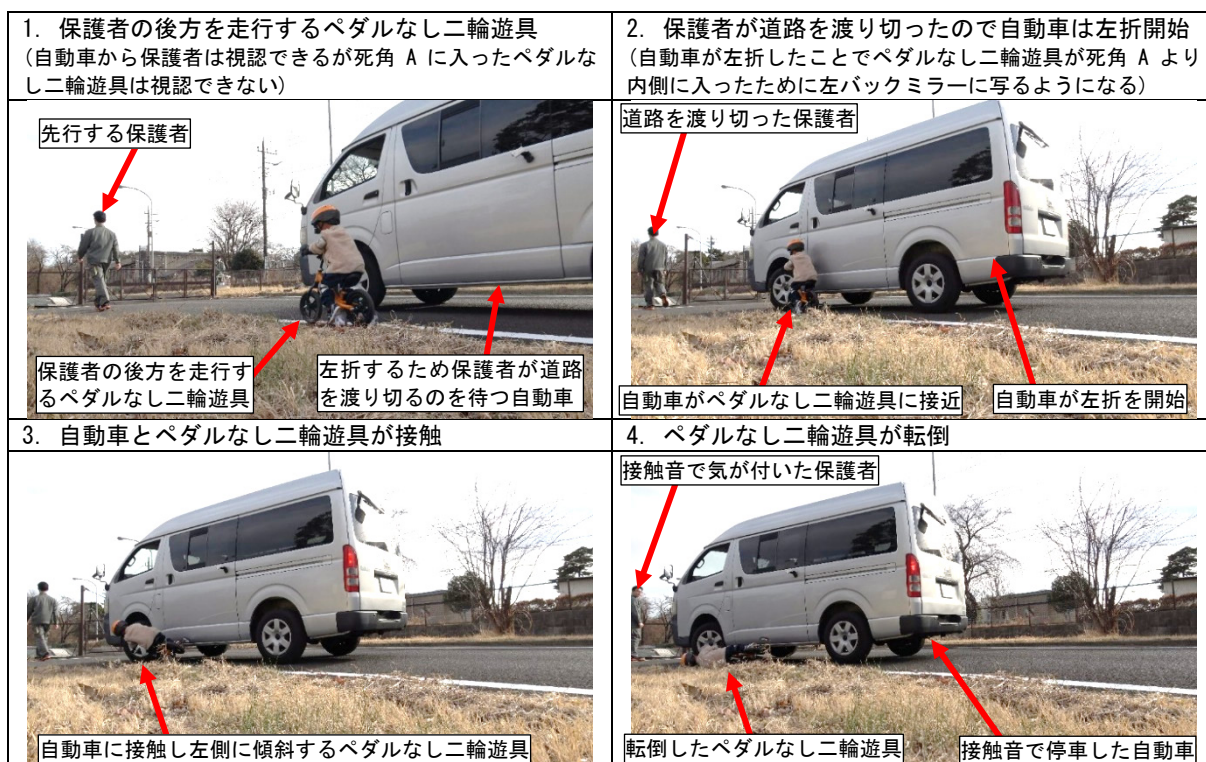


写真 10. 自動車が左折する際にペダルなし二輪遊具と接触する事故事例の再現

※テストに使用した車両は事故事例とは関係ありません。

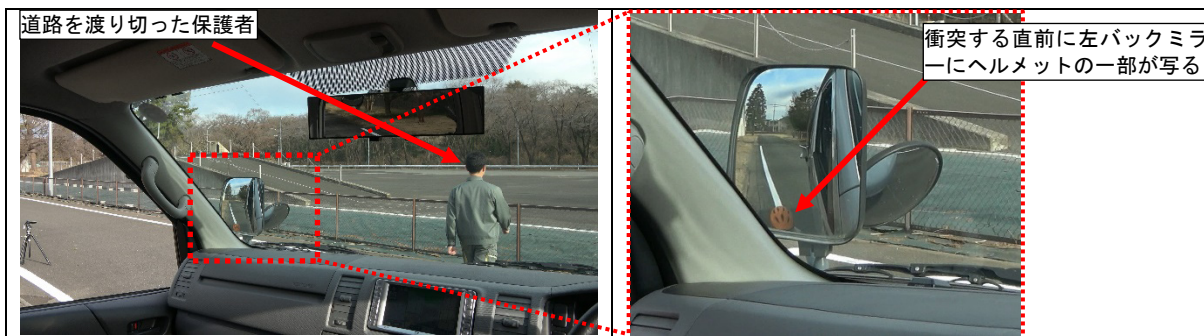


写真 11. 写真 10 2. の時点のペダルなし二輪遊具の運転者からの見え方

※テストに使用した車両は事故事例とは関係ありません。

### (3) ペダルなし二輪遊具の取扱説明書の確認

医療機関ネットワークに寄せられた情報より、取扱説明書で使用が禁止されている坂道や一般道路での事故が見られたことから、一般に販売されているペダルなし二輪遊具(4 銘柄)を参考として、取扱説明書の使用禁止場所に関する表示や、ヘルメット等の防具の着用に関する表示、保護者の立ち合いに関する表示について確認しました。

#### 1) 使用禁止場所に関する表示

いずれの銘柄でも坂道や道路での使用は禁止されていましたが、それ以外の使用禁止場所は銘柄によって異なりました

取扱説明書の使用禁止場所に関する表示を確認したところ、いずれの銘柄でも坂道や道路での使用は禁止されていましたが、それ以外の使用禁止場所は銘柄によって異なりました(表 3)。

表 3. 取扱説明書の使用禁止場所に関する表示の抜粋

|      |   |
|------|---|
| 銘柄 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>公道では走行禁止です。</li> <li>走行禁止場所<br/>公道、駐車場、車両の往来する可能性がある場所/公道など車両往来がある区域への飛び出しが懸念される場所/急な坂道/段差など転倒の恐れがある場所/階段及び階段付近/危険な障害がある場所/プールサイドや水辺の付近/乳児がいる場所</li> </ul>   |
| 銘柄 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本製品は一般道路等を移動、走行するためのものではありません。</li> <li>雨や雪の中、夕方や夜間、暗い場所や見通しの悪い場所、道路、歩道、などの交通量の多い場所、ぬかるみや岩場、凍っていて滑りやすい場所、柱や消火栓、停止車両のような障害物の近くでは、使用しないで下さい。</li> <li>公園等の障害物のない、表面が滑らかな、乾いた、平らな場所でのみご使用下さい。</li> <li>坂道では、スピードの出過ぎによりコントロールを失う可能性があり非常に危険ですので、使用しないで下さい。</li> </ul> |
| 銘柄 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>公道では使用できません。</li> <li>坂道や傾斜のある場所では、絶対に遊ばせないでください。そのような場所では、容易に想定外のスピードが出てしまい、重大事故につながります。</li> <li>玩具ですので原則として公道では使用できません。屋内、公園以外では絶対に使用しないでください。</li> <li>階段、縁側など転倒の恐れのある場所、火気、砂地、湿地、土手、水辺、凍結の恐れがある場所では絶対に使用しないでください。</li> </ul>                                  |
| 銘柄 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>車の走行車線、道路、排水溝や階段などの段差のある場所などケガのおそれがある場所の近くで遊ばせないでください。</li> <li>お子様を坂道などの傾斜面がある場所で乗せないでください。予期せぬ加速により、コントロールできずケガをするおそれがございます。</li> </ul>  |

## 2) ヘルメット等防具の着用に関する表示

### ヘルメット等の着用に関する表示は銘柄によって異なっていました

取扱説明書のヘルメット等の着用に関する表示を確認したところ、3銘柄では必ず着用するよう表示されていましたが、1銘柄では推奨とされていました(表4)。

表4. 取扱説明書のヘルメット等の着用に関する表示の抜粋

|     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 銘柄1 | ・ヘルメットは必ず着用してください。                  |
| 銘柄2 | ・ヘルメットを装着することをおすすめします。              |
| 銘柄3 | ・必ずヘルメット(別売)とプロテクターを着用のうえ走行させてください。 |
| 銘柄4 | ・乗車する際は必ずヘルメットやプロテクターを着用してください。     |

## 3) 保護者の立ち合いに関する表示

### いずれの銘柄でもペダルなし二輪遊具を使用する場合には、保護者が立ち会うよう表示されていました

取扱説明書の保護者の立ち合いに関する表示を確認したところ、いずれの銘柄でもペダルなし二輪遊具を使用する場合には、保護者が立ち会うよう表示されていました(表5)。

表5. 取扱説明書の保護者の立ち合いに関する表示の抜粋

|     |   |
|-----|---|
| 銘柄1 | ・遊ぶときは、保護者同伴で。  |
| 銘柄2 | ・お子様が遊ぶときは、大人の方と一緒に遊ぶようにして下さい。                        |
| 銘柄3 | ・保護者の方が同伴のうえでご使用ください。                                 |
| 銘柄4 | ・保護者の方の監視・監督の元でご使用ください。また、お子様が乗車している際は絶対に目を離さないでください。 |

## 6. 消費者へのアドバイス

- (1) ペダルなし二輪遊具は、坂道や道路など使用が禁止されている場所があります。保護者は取扱説明書の内容を確認し、使用が禁止されている場所では使用させないようにしましょう

ペダルなし二輪遊具の取扱説明書では、坂道や道路などで使用が禁止されている以外にも、使用を禁止されている場所が表示されています。保護者は取扱説明書の内容を確認し、禁止されている場所では使用させないようにしましょう。

- (2) ペダルなし二輪遊具で坂道を滑走してしまった場合、傾斜によっては短い距離でも一般の自転車と同等の速度になります。坂道では使用させないようにしましょう

ペダルなし二輪遊具で坂道を滑走してしまった場合、傾斜によっては短い距離でも一般の自転車と同等の速度になります。保護者が立ち会っていても、追いつけないこともあることから、坂道では使用させないようにしましょう。

- (3) ペダルなし二輪遊具に乗車させる場合には、両脚のかかどがしっかりと着地することを確認して、ヘルメット等の防具を着用させるようにしましょう

ペダルなし二輪遊具は、脚を地面につけて減速・停止させる必要があるため、両脚のかかどがしっかりと着地することを確認してから使用させましょう。また、転倒や衝突した際に頭部等にけがを負う可能性があることから、ヘルメット等の防具を着用させるようにしましょう。

- (4) ペダルなし二輪遊具は子どもだけで使用させず、必ず保護者等が立ち会い、子どもから目を離さないようにしましょう

子どもは思わぬ行動を取ります。ペダルなし二輪遊具は子どもだけで使用させず、必ず保護者等が立ち会い、使用が禁止されている場所に近づかせないよう、子どもから目を離さないようにしましょう。

- (5) 自動車の周辺ではペダルなし二輪遊具を使用させないようにしましょう

自動車の周囲には死角があり、運転者からペダルなし二輪遊具が見えないことがあります。道路だけでなく、駐車場やガレージ、公園内であっても自動車の周辺ではペダルなし二輪遊具を使用させないようにしましょう。

## 7. 業界への要望

坂道や道路などの使用が禁止されている場所について、保護者等が危険性をより理解できるよう、より一層の啓発活動を要望します

医療機関ネットワークの情報より、ペダルなし二輪遊具の取扱説明書で使用が禁止されている坂道や一般道路での事故が継続して発生していることが分かりました。坂道や道路など使用が禁止されている場所の危険性を保護者等がより理解し、安全に使用してもらうよう、取扱説明書の充実など、より一層の啓発活動を要望します。

## 8. 行政への要望

坂道や道路などの使用が禁止されている場所について、保護者等が危険性をより理解できるよう、より一層の啓発活動を要望します

医療機関ネットワークの情報より、ペダルなし二輪遊具の取扱説明書で使用が禁止されている坂道や一般道路での事故が継続して発生していることが分かりました。坂道や道路など使用が禁止されている場所の危険性を保護者等がより理解し、安全に使用できるように、より一層の啓発活動を要望します。

### ○要望先

こども家庭庁 (法人番号 7000012010039)  
一般財団法人製品安全協会 (法人番号 1010505002118)

### ○情報提供先

消費者庁 (法人番号 5000012010024)  
内閣府 消費者委員会 (法人番号 2000012010019)  
警察庁 (法人番号 8000012130001)  
経済産業省 (法人番号 4000012090001)  
公益社団法人日本通信販売協会 (法人番号 9010005018680)  
一般社団法人日本玩具協会 (法人番号 6010605000017)  
特定非営利活動法人 Safe Kids Japan (法人番号 5010905002878)  
オンラインマーケットプレイス協議会 (法人番号なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165